

HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程

平成29年9月1日改訂

第1条 「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」(以下「約款」という。)第4条の規定に基づき、一般財団法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)が実施する「HNS資機材要員配備証明書」(以下「証明書」という。)の発行に係る料金の額及びその手続等については、約款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 各種証明書の料金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 年間証明書料金の額は、次表のとおりとする。

(単位:円)

総トン数(G/T)	年間証明書料金	
	本 体	税 込 額
150G/T 以上 300G/T 未満	190,000	205,200
300G/T 以上 500G/T 未満	228,000	246,240
500G/T 以上 750G/T 未満	266,000	287,280
750G/T 以上 1,000G/T 未満	285,000	307,800
1,000G/T 以上 3,000G/T 未満	323,000	348,840
3,000G/T 以上 5,000G/T 未満	342,000	369,360
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	399,000	430,920
10,000G/T 以上 15,000G/T 未満	437,000	471,960
15,000G/T 以上 20,000G/T 未満	532,000	574,560
20,000 G/T 以上	551,000	595,080

(2) 限定年間証明書料金は、前号に定める年間証明書料金の月割り計算額とする。

(3) 指定期間証明書料金の額は、次表のとおりとする。

(単位:円)

総トン数(G/T)	2週間		4週間		6週間	
	本 体	税込額	本 体	税込額	本 体	税込額
150G/T 以上 300G/T 未満	31,000 (34,000)	36,720	62,000 (65,000)	70,200	93,000 (96,000)	103,680
300G/T 以上 500G/T 未満	38,000 (41,000)	44,280	76,000 (79,000)	85,320	114,000 (117,000)	126,360
500G/T 以上 750G/T 未満	44,000 (47,000)	50,760	88,000 (91,000)	98,280	132,000 (135,000)	145,800
750G/T 以上 1,000G/T 未満	47,000 (50,000)	54,000	94,000 (97,000)	104,760	141,000 (144,000)	155,520
1,000G/T 以上 3,000G/T 未満	53,000 (56,000)	60,480	106,000 (109,000)	117,720	159,000 (162,000)	174,960
3,000G/T 以上 5,000G/T 未満	57,000 (60,000)	64,800	114,000 (117,000)	126,360	171,000 (174,000)	187,920
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	66,000 (69,000)	74,520	132,000 (135,000)	145,800	198,000 (201,000)	217,080
10,000G/T 以上 15,000G/T 未満	72,000 (75,000)	81,000	144,000 (147,000)	158,760	216,000 (219,000)	236,520
15,000G/T 以上 20,000G/T 未満	88,000 (91,000)	98,280	176,000 (179,000)	193,320	264,000 (267,000)	288,360
20,000 G/T 以上	91,000 (94,000)	101,520	182,000 (185,000)	199,800	273,000 (276,000)	298,080

- ※ 上表の()は、指定期間証明書発行手数料を含む金額である。
- ※ 指定期間証明書の種類は、上表のほか 8 週間、10 週間及び 12 週間があり、料金は 2 週間の 4 倍、5 倍及び 6 倍である。

第3条 各種手数料の額については、次表のとおりとする。

区 分	金額(円)
年間証明書の発行手数料	免除
指定期間証明書の発行手数料	3,000 円
限定年間証明書の発行手数料	免除
証明書の記載事項を修正する場合の再発行手数料	3,000 円
年間証明書(限定年間証明書も含む。)発行後に、海難事故等により廃船等となった場合に、返戻手続きをする際の返戻手数料	3,000 円
限定年間証明書の期限を延長する場合の延長手数料	3,000 円
振込手数料:依頼主、要請者の負担とする	相当額

※金額は全て外税

なお、約款第4条第4号のキャンセル料(10,000 円外税)は、委託者が各種証明書の発行を申請のうえ、センターの指定口座に料金を入金後(証明書発行後を含む。)、当該証明書の発行を取り消す場合の取消手数料を含む。

第4条 追加料金の徴収、料金の返戻及びその他の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 指定期間証明書の申込み締切日を越えて緊急に発行を申し込む場合(緊急発行)、証明書料金に加えて、当該証明書料金の2週間分に相当する額の50%を追加料金(外税)として徴収する。
- (2) 年間証明書の申込み締切日である3月20日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)を越えて緊急に発行を申し込む場合(緊急発行)であって、3月21日(当該日が銀行休業日の場合は直後の営業日)から4月30日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の間に申し込む場合は、年間証明書料金に加えて、当該証明書料金の10%を追加料金(外税)として徴収する。
但し、5月1日(当該日が銀行休業日の場合は直後の営業日)以降に発行する年間証明書は(限定年間証明書は除く。)、当該証明書の有効期間を4月1日から翌年3月31日と表記し、委託者が約款第3条第1項の申込書に記載した開始希望日(以下この条において「発行日」という。)をもって当該証明書の効力が発するものとみなした証明書(以下この条において「年度途中の年間証明書」という。)となり、その料金は年間証明書料金(12ヶ月分)を徴収する。
- (3) 年度途中の年間証明書(売船、廃船及び新規登録船以外の事由による発行)を申請して手続きが完了する日は、発行日の2日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)までとする。
ただし、緊急に当該証明書の発行が必要な場合は、発行日の前日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の15時までには申し込むことができるが、その場合年間証明書料金に加えて、当該証明書料金の10%を追加料金(外税)として徴収する。
- (4) 限定年間証明書の申込み締切日を越えて緊急に発行を申し込む場合(緊急発行)、センターが月割り計算した限定年間証明書料金に加えて、当該証明書料金の10%を追加料金(外税)として徴収する。

- (5) 年間証明書(年度途中の年間証明書を含む。)及び限定年間証明書を申請した者は、当該証明書の有効期間中に対象船舶が廃船・売船等となった場合は、速やかにセンターに通知しなければならない。

この場合、センターは、委託者に対し、委託者が証明書の発行を申し込む場合に支払うべき金額から廃船・売船等の効力発生日を含む月までの月割り計算した額に相当する証明書料金、返戻手数料、本条に定める追加料金、銀行送金手数料を差し引いた額を返還する。ただし、委託者は、センターに対し、当該証明書の残余料金の返戻を希望する場合は、廃船・売船等の効力発生日から3ヶ月以内に書面をもってセンターに通知するとともに、日本国内での運航状況が把握できる書類(例:船舶登録原簿に登録/抹消されている事項を証明する「登録事項証明書」「登録抹消原簿」や「売買契約書」等の写しなど)を添付しなければならない。

- (6) 緊急発行については、証明書の有効期間開始日(年度途中の年間証明書の場合は発行日)の前日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の 15 時まで、証明書の申込み手続きを完了し、かつ、当該証明書料金、本条に定める追加料金等一切の入金が確認できた場合に限り、当該証明書を緊急に発行する。
- (7) 約款又は本料金規程に別段の定めがない限り、センターは証明書料金及び手数料等(以下「証明書料金等」という。)を委託者に返還しない。ただし、約款第4条第4項の取り消しがあった場合で、①センターの指定口座に既に委託者から証明書料金等の着金があるものの、書面による取消通知受領時に未だ証明書の発行がされていない場合には、センターは、着金額から返還に要する送金手数料を控除した金額を委託者に返還し、②センターが既に証明書を発行済であるが、証明書の有効期間開始前の場合には、センターは、委託者が証明書の発行を申し込む場合に支払うべき金額から証明書発行手数料、キャンセル料、本条に定める追加料金及び銀行送金手数料を差し引いた金額を委託者に返還する。

第5条 この規程においては、次の各号の定めによるものとする。

- (1) この規程において1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (2) この規程において月割りによって計算する場合は、1月に満たない端数は1月として計算する。
- (3) 外国貿易船は、消費税を免税とする。
- (4) 緊急発行手続き(約款第3条第2号但し書き及び前条第6号)、船舶所有者等の変更手続及びこれに類する手続きは、原則としてファクシミリによることとする。

附 則 この規程は、平成29年10月1日以降証明書を申し込むものに適用する。